

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年1月12日
照会部署名 萩年金事務所厚生年金適用徴収課
照会担当者 アシスタントインストラクター(厚生年金適用徴収課長) 小宮 博幸
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 富永

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011-5	本部受付番号 No. 2011-27
-----------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

看護学生時に貸与された奨学生の返還を勤務期間中返還免除される場合の報酬の取り扱いについて

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健康保険法第3条第5項
厚生年金保険法第3条第1項第3号

(内容)

近年の医療技術者(看護師等)数の不足に対応するため、医療機関に勤務する医療従事職員に対して、医療技術養成施設(看護学校等)に入学した場合、本人の申請(資格取得後も引き続き医療機関に勤務する旨の、誓約書を同時に提出する。)により在学期間に応じた奨学生が本人へ貸与される規程がある。

奨学生は、看護学校等に入学した時点で定められた在学期間にに対する金額を決定し、一括して貸与される。看護学校等を卒業した後も奨学生を受けた医療機関に引き続き勤務する場合は、奨学生の償還(返還)が月々免除される。

ただし、引き続き勤務しない場合は、一括して償還する。

卒業後に引き続き勤務する場合は、在学期間と同じ期間で奨学生を償還していくが、毎月の免除される償還額は報酬に含めるのかご教示願います。

また、事案の医療機関は全国規模の組織(厚生農業協同組合連合会)であるため、同様の事案が多数の年金事務所に存在していると思われます。

添付資料

- ・ 紙与規程（〇〇厚生農業協同組合連合会）
- ・ 特定医療技術職員委託養成奨学金貸与規程（同上）
- ・ 特定資格取得のための奨学金の返還に関する経理処理について（同上）
- ・ 賃金台帳（該当者）
- ・ 紙与明細書（該当者）

＜報酬の範囲について＞

健康保険法第3条第5項、厚生年金保険法第3条第1項第3号に、以下のように報酬の定義が規定されています。

「この法律において【報酬】とは、賃金、給料、俸給・・・・、その他いかなる名称であるかを問わず労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に・・・・」

今回の事案については、

- ・ 一括して貸与された奨学金の、月々の償還（返還）額の免除分である
- ・ 免除の条件は、引き続き勤務することである
- ・ 奨学金の貸与規程は、給与規程とは別に存在し便宜的に給与支給事務と連動している
- ・ 給与支給事務に連動しているのは、所得税の計算に免除分を含めて課税対象額としているためである

以上のことから、労働者が、労働の対償として受けるものと判断できるかご教示願います。

（ブロック本部回答）

過去の通知等による「報酬」とは、以下のとおりとされています。

1. 健康保険法第3条第5項及び厚生年金保険法第3条第1項第3号でいう「報酬」は、昭和32年2月21日保文発第1515号通知及び平成22年4月6日付け本部疑義回答によると、「雇用関係があり、被用者が使用者に労務を提供するということを前提として使用者が被用者に支払うものであればよく、労働と対償とが必ずしも時間的に一致する必要はなく、過去の労働と将来の労働とを含めた労働の対価として一定の給与規定等に基づいて支給されるものは報酬の範囲に入るものであって、その支給形態や名称の如何を問わずその実態が経常的実質的収入の意義を有するものであれば報酬に含まれる。」とされています。

2. 平成2年2月13日保険発第7号・府保険発第2号通知によれば、「事業主

と従業員団体との協定に基づき従業員が希望したとき、貸付金と称して毎月従業員の営業収益に応じて算出した一定の金額が事業主から支払われ、その貸付金を賞与で精算される場合、当該貸付金は、労働の対価としての実態を備え被保険者の通常の生計にあてられる経常的実質的収入の意義を有することから、報酬に含めるべきものである」とされています。

3. 昭和47年10月18日府保険発第29号通知によると、「従業員の生命保険契約に係る保険料の一部を事業主が負担した場合の報酬の取扱いについて、所得税法においても被保険者の所得とされており、特定人に定期的かつ継続的に給付が行われる場合、それは報酬とみるべき」とされています。

本案件における奨学金貸与規定では、貸与を受ける被保険者が法定の資格取得後、奨学金貸与期間と同等の期間、会の開設する病院に勤務することを誓約したうえで、奨学金の貸与を受けることとされており、誓約書どおり会の開設する病院に勤務した場合は、奨学金の償還を免除するとされていることから、実質的には将来の労働の対価として、一定の規定に基づいて支給されるものということができ、報酬に含まれると解されます。

その場合、実際に被保険者に奨学金が支給（貸与）されたとき、又は奨学金の償還を免除されたときのいずれかによって報酬に含まれることとなるかが問題となります。平成2年2月13日保険発第7号・府保険発第2号通知によると、被保険者に奨学金が支給されたときに報酬に含まれると解されますが、本件では奨学金が一括貸与されることから、賞与と考えます。

しかしながら、本件では税務署の指導により奨学金の償還免除をされたときに、所得税の課税がされるとされていることから、奨学金の償還を免除されたときに報酬に含まれるとも考えられます。

以上のことから、当職としては奨学金の貸与又は、償還免除は報酬又は賞与に含まれると考えますが、どちらの時点で報酬又は賞与に含まれるのかについては、通知等に示されたものはないので、本部に疑義照会します。

回答日 平成23年1月17日

回答部署名 中国ブロック本部適用徴収支援部厚生年金適用グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）細美 辰雄

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

三戸

（本部回答）

月々受ける債務の免除も「被保険者が事業所で労務に服し、その対価として・・・事業主より受け得る利益」（昭和32年2月21日保文発第1515号）に該当するので労働の対償になる。また債務の免除は奨学金の貸与規程に基づき行われること等から、これを任意的、恩恵的と考えることはできず、報酬に該当する。

なおこの奨学金は返還の義務がある貸与であるため、所定の期間勤務することにより返還義務の免除を受けることができる場合であっても、将来の労働の対価と解する余地はなく賞与とはならない。

回答日 平成23年 1月24日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先
メールアドレス

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

坂東